

令和7年度

居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）
向け集団指導



はじめに

集団指導の目的

児童福祉法第59条第1項に基づく認可外保育施設に対する指導監督の一環として年1回実施しています。

吹田市では、認可外の居宅訪問型保育事業者について、立入調査に代えて動画視聴及び自己チェックシート等の提出による集団指導を行っています。



集団指導の流れ①

【事業者】

- ・ 自己チェックシート等の提出
- ・ 集団指導への参加（動画視聴とアンケート提出）



【吹田市】

自己チェックシート等の確認及び集団指導の出席を基に認可外保育施設指導監督基準に適合するか判断します。



結果通知書 送付



集団指導の流れ②

認可外保育施設指導監督基準を全て満たす場合

→結果通知とともに、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を発行

※ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書は、基準を満たさなくなるなど所轄庁から返還を求められたときまで有効となります。

認可外保育施設指導監督基準を全て満たさなかった場合

→結果通知とともに、改善報告書の提出（概ね1か月以内）を指導

→改善報告書の提出により、改善が確認できた場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を発行



【目次】

1. 認可外保育施設とは
2. 認可外保育施設指導監督基準について
3. 事務連絡



1. 認可外保育施設とは

【認可】

認可保育所等

認可保育所

地域型保育事業

家庭的保育事業

小規模保育事業

事業所内保育事業

居宅訪問型保育事業

認定こども園

【認可外】

認可外保育施設

ベビーホテル

その他

院内保育施設

(企業主導型)

院内保育施設

(企業主導型以外)

事業所内保育施設

(企業主導型)

事業所内保育施設

(企業主導型以外)

顧客施設

居宅訪問型保育事業

(いわゆるベビーシッター)



2.認可外保育施設指導監督基準について (指導基準項目)

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件※施設型のみ該当
- 5 保育内容
- 6 給食
- 7 健康管理・安全確保
- 8 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿等



基準Ⅰ 保育に従事する者の数及び資格

●原則、保育従事者1人に対して乳幼児1人

ただし、当該乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合であって、保護者から契約時に同意書を得ているときは、例外としてこれを適用しないことができる。



●保育に従事する者全ての者が

- ・保育士
- ・看護師（准看護師含む）
- ・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者
- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者
- ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者
- ・（公社）全国保育サービス協会 認定ベビーシッター



基準3 非常災害に対する措置

●防災上必要な措置を講じていること

→火災や地震などの災害発生時における対処方法等をあらかじめ検討及び実施すること

- 例)・利用者宅からの避難経路、避難場所の確認
・利用者宅付近の消火器具等の場所の確認
・消火器等の使用方法の確認
・事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなど、非常災害発生時を想定した配慮をする



基準5 保育内容 (1) 保育の内容

- 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること
- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮をした保育の計画を定め、実施すること
- 児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと



基準5 保育内容 (2) 保育従事者の保育姿勢等

- 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること
- 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮すること
- 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること



保育所等における虐待等の防止及び発生の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）

（「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図）

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為



こんな関わりしていませんか？

- ・トイレがうまくできなかった子どもを叱る
- ・嫌いな食べ物を無理やり食べさせる
- ・子どもの腕を強く引っ張る

人権擁護のためのセルフチェックリスト

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための
セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会



基準5 保育内容 (3) 保護者との連絡等

- 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施
- 保護者との緊急時の連絡体制をとること



基準6 給食（食事（ミルク含む）を提供する場合）

- 調理、配膳、食器、哺乳瓶等の衛生管理を適切に行うこと
- 乳幼児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと
- 離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること
- 食事及びミルクを提供する場合、おおむね月1回検便を実施すること



基準7 健康管理・安全確保 (1) 児童の健康状態の観察

- 預かりの際、健康状態の観察を行い、保護者から児童の様子を聞き取ること

→ 確認すべき健康状態の例

体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等

- 引き渡しの際、預かりの時と同様に観察し、保護者へ児童の状態を報告すること



基準7 健康管理・安全確保 (2) 職員の健康診断

- 健康診断を1年に1回受けること

→健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により、義務付けられています。

- 食事の提供(調理及び調乳)を行う場合は、おおむね月1回検便を実施すること

- 検査結果を適切に保管してください



基準7 健康管理・安全確保 (3) 感染症への対応

●利用児童と保育従事者との間での感染予防のための対策を行うこと

→手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じてください。



基準7 健康管理・安全確保 (4) 乳幼児突然死症候群に対する注意

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること
- 乳児(0歳児)を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること

→適切な間隔で呼吸確認ができていますか？

仰向けに寝かせていますか？

児童の顔色が見える明るさですか？

顔の周りにタオル等がかかっていますか？

寝つきや睡眠中の姿勢、呼吸の状態、顔色等に異常がないですか？

預かりはじめの時期は特に注意してチェックしてください

体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしてください

【チェック項目】(こどもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温)



基準7 健康管理・安全確保 (5) 安全確保

- 安全計画を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全確保に配慮して保育の実施を行うこと
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること
- 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること
- 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること
- 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること
- 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること
- 賠償責任保険に加入する等、保育中の万が一の事故に備えること
- 事故発生時は速やかに当該事実を吹田市に報告すること
- 事故の状況及び事故に際して採った処理について記録すること
- 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること



教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

平成28年3月

吹田市 福祉指導監査室

※吹田市へ事故報告が必要なケース

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

→吹田市福祉指導監査室へ「教育・保育施設等事故報告書」を提出



基準8 利用者への情報提供

●以下の情報を、書面等により掲示するとともに、子ども・子育て支援情報公表システム（通称「ここdeサーチ」）に掲載しなければならないこと

- ・設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・保育提供可能時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近の者の内容及びその理由
- ・利用定員
- ・設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況
- ・設置者の研修の受講状況
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その内容を含む。）



基準8 利用者への情報提供（利用者への書面等交付）

●利用者との利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・事業所の名称及び所在地
- ・事業所の管理者の氏名
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける連絡先



基準9 備える帳簿等

- 資格を証明する書類（写し）
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - 在籍児童及び保護者の氏名
児童の生年月日及び健康状態
保護者の連絡先
利用記録並びに契約内容等が確認できる書類



3. 事務連絡

<令和6年度の集団指導における主な指摘事項>

- 職員の健康診断を年1回実施し、その記録を保存すること。
- 火災、地震等の災害発生時における対処方法等について定めた業務マニュアルを整備すること。
- 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、定期的にAEDなどの講習を受講すること。
- 検便を月1回実施し、その記録を保存すること。
- 保育に関する研修を受講し資質の向上に努めること。



- 保育無償化の見直し
- 変更届について
- 廃止届について
- 運営状況報告について
- 連絡先について
- その他



おわり

受講終了後、通知に添付した自己チェックシート・動画視聴報告書の提出をお願いします。

自己チェックシートにチェックが入らない場合は改善報告書の提出をお願いいたします。

改善に時間を要する場合は、改善計画（理由、改善予定時期、方法等を具体的に記載してください。

本日は御視聴いただき、ありがとうございました。

